

# 靖国問題の歴史的意味と憲法論

松原幸恵

The Historical Meaning of the *Yasukuni* Issue  
and the Constitutional Theory

Yukie MATSUBARA

(Received September 29, 2006)

## 1 はじめに

小泉前首相が首相就任以来毎年行ってきた靖国神社参拝が近隣諸国の反発を招き、外交問題にまで発展したことで、「靖国問題」が世間の関心と呼ぶことになった。これに呼応するかたちで、日本国内においても、各地（大阪、松山、福岡、東京、千葉、沖縄の6ヶ所）で、反対住民により、いくつかの靖国参拝訴訟が提起された。そうした一連の動きに対し、当の首相は、終始一貫して自身の靖国参拝を個人の自由や心の問題と捉え、「戦没者に哀悼の意を表することの何処がいけないのか」として、むしろこれを問題視することの方がおかしいのだと主張してきた。そしてさらに、反対者達を、外交的配慮から、とりわけ反発の強い中国側の言い分に従うように主張する者達であると位置づけた。

このような状況の中、中国や韓国との間では依然としてこの問題に関する決着はついていない。また、2006年7月には、昭和天皇の靖国参拝取り止めに関するメモが公表された<sup>1</sup>こともあって、小泉首相退任後も、政界が靖国問題にどのように対処してゆくのかが世間の関心と呼んでいる。

但し、そのように世間の関心事であるということ自体は共通に認識されているとしても、靖国問題をどのように評価するかという点ではさまざまに見解が分かれている。その際、前首相が指摘したような単純な視点のみで捉えきれるとはとても思えない。今日取り沙汰されている靖国問題の背景には、もっと多様な要因がからみあっていることは間違いない。例えば、法学的見地からは憲法論との関係は不可避であるし、またA級戦犯合祀の問題も欠くことはできない。そして、問題をより複雑にしているのは、戦前から今日に至る靖国神社の辿った経緯であろう。

そこで、本稿では、歴史的見地から靖国神社の特殊性を明らかにし、憲法論からみた国家と宗教との関わりのあり方を検証した上で、今日に至るまで決着のついていない靖国問題について考察してみたい。

## 2 大戦前の靖国神社

まず、靖国神社がどのような性格を持つ神社なのかを把握するため、靖国神社の沿革を概観してみたい<sup>2</sup>。

明治維新により、それまでの幕藩体制に代わって、天皇を主権者とする中央集権的国家体制が展開することとなった。それに伴い、宗教政策も一転し、明治政府は、江戸幕府によって推

し進められてきた仏教国教制度を廃止し、それに代わるものとして、神道を前面に打ち出してゆく。その背景には、記紀神話に由来するという天皇の権威をアピールするとの思惑があった。王政復古後10年のうちに、あいついで新しい神社の整備も進んでいったが、それらの多くは、既存の宗教的伝統に根ざしたものであった。しかし、政権樹立後間もない1869年、戊辰戦争の戦没者を慰霊するためとして明治政府により東京九段に創建された「東京招魂社」（これが靖国神社の前身である）は、それらの神社とは全く性格を異にしていた。戊辰戦争の戦没者と言っても、この神社の祭神として祀られたのは、新政府樹立のために奉仕して戦死した勤皇の兵士たちに限定されていて、「賊軍」の兵士たちは捨て置かれていた。つまり、勝った「官軍」の戦死者だけを顕彰することで、現政権の基盤強化を図ってもいるわけである。この東京招魂社が、国家の功臣を祀る神社のために設けられた「別格官幣社」という社格<sup>3</sup>を与えられ、現在の名称である「靖国神社」と改称されたのは、創建の10年後、1879年のことであった。

そもそも、神社の名称が「靖国（やすくに）」とされたことについては、改称時の祭文を紹介しておきたい。

「汝<sup>みことら</sup>命等の赤き直き真心を以て家を忘れ身を<sup>なげうち</sup>擲て各も死亡にし其<sup>おのおの</sup>大き<sup>みまかり</sup>高き<sup>いさおし</sup>勲功に依<sup>より</sup>てし大<sup>おおきすめぐに</sup>皇<sup>やすくに</sup>国をば安<sup>しろしめ</sup>国と知<sup>おぼしめ</sup>食す事ぞと思<sup>あらためとな</sup>食すが故に靖国神社と改<sup>あらためとな</sup>称え<sup>え</sup>」<sup>4</sup>

上記祭文を意識すると、「おまえたちの美しくまっすぐな真心をもって家を忘れ身をなげうっておのおのが死に、その偉大な勲功によって大皇国を安国（やすくに、国を安んずるの意）とすることができる、〔天皇陛下が〕お考えになられたので靖国神社と改称する」<sup>5</sup>となる。このことから、靖国神社は、単なる「慰霊」にとどまらず、国のために身をなげうつという勲功をたてた者を「顕彰」という政治的性格を持っていることがわかる。

当時、別格官幣社は靖国神社以外にもいくつかあったが、これらの神社が内務省の管轄下に置かれたのに対し、靖国神社は陸軍省と海軍省の共同管轄下に置かれた。つまり、極めて特殊な軍の宗教施設ということである。こうした性格は、戦争が勃発し、戦死者が祭神として祀られるたびに強化されてゆくことになる。その最初のピークとなったのが、日清・日露戦争であった。この二つの対外戦争においては、それまでの内戦による戦死者をはるかに上回る十万を超す戦死者が出た。その後も、戦争は第一次世界大戦、満州事変、日中戦争と続いてゆき、太平洋戦争での戦死者を含めると、「靖国」の祭神の数は二百万を超すまでになる。このように、ひとつの神社において祭神が次々に加わってゆくという性質も、靖国神社特有のものである。そこに、「靖国」特有の「合祀」（複数の神をひとつの神社にまとめて祀ること）という方式も生まれることになる。そうして、祭神が増えれば増えるほど、つまりは、戦死者を悼む遺族の数が増えれば増えるほど、「靖国」に対する国民の思いは強まってゆく<sup>6</sup>。しかし、その一方で、国ひいては天皇のために命を捧げた人たちを「護国の英霊」や「散華」といった顕彰の言葉で讃えるようになっていった根底に軍国主義があることも忘れてはならないであろう。

戦死者が靖国神社の祭神となることは先述したが、そこに戦死者本人もしくはその遺族の意思が働く余地はない。つまり、否応なく国の管理下に置かれるということである。そして、その最終決定権者は天皇である。言い換えるなら、天皇の恩恵によって選ばれた者だけが合祀されるという仕組みであった。

### 3 戦後の靖国神社

次に、第二次世界大戦後、靖国神社がどのような経過をたどったかについて見てみよう。

戦前は、国家と神道とが密接に結びついた国家神道体制がとられていたので、神社は国家機関であった。敗戦後、占領軍の神道指令によって国家神道体制が解体した結果、神社は民間の宗教法人となった。靖国神社も一宗教法人として存続する道をたどった<sup>7</sup>。但し、他の多くの神社は「神社本庁」という民間の組織に統括されるのだが、靖国神社はそれには属さない単立の神社である。さらに、看過できない点は、民間の宗教団体として存続する一方で、戦前の軍国主義的性格はどうなったのかということである。

そこで出てくるのが「戦犯」の問題である。「戦犯」とは「戦争犯罪人」の略語で、犯したとされる戦争犯罪の内容によって、A級、B級、C級に分けられる<sup>8</sup>が、靖国問題で特に問題視されるのが「A級戦犯」の取扱いである。ここで問題となるのは、極東国際軍事裁判（東京裁判）で「侵略戦争の計画・開始・遂行等の戦争責任」を問われた指導的政治家や軍人たちのうち、刑死・獄死・未決病死した14人を、1978年靖国神社が合祀したことである。そのことが翌年明らかになり、政治問題化したことで、靖国神社の軍国主義的性格が未だに問われ、公式参拝問題の大きな焦点となっているわけである。

それでは、なぜ彼ら「A級戦犯」が靖国神社に合祀されたのだろうか。「死者はみな平等なのだから戦犯だからといって差別してはならない」という純然たる宗教観からかということではない。その根拠として、靖国神社社務所が発行しているパンフレットから引用してみよう。

「……戦後、日本と戦った連合軍（アメリカ、イギリス、オランダ、中国など）の、形ばかりの裁判によって一方的に“戦争犯罪人”とせられ、むざんにも生命をたたれた千数十人の方々…靖国神社ではこれらの方々を「昭和殉難者」とお呼びしていますが、すべて神様としてお祀りされています。」<sup>9</sup>

「靖国」に合祀されるのが、戦争被害者全般ではなく、「お国のために戦って死んだ人たち」ということは明白である。そして、彼らA級戦犯が合祀された理由は、純然たる宗教観からというよりもむしろ政治的で、「戦犯でも合祀される」というよりは「戦犯だからこそ合祀される」というものである。つまり、戦勝国主導の東京裁判によって一方的に戦争犯罪人のレッテルを貼られたことに対して抗議するという見地から、彼らを「殉難者」と位置づけ、祀ったということである。このように、靖国神社は、東京裁判の結果を容認しないという姿勢を明確に打ち出しており、同裁判を容認する立場の者達とは一線を画している。

現体制下の日本で、戦争責任者と認定された者を祭神として崇めるなどということは、国家機関であればまず考えられないことである。それを可能にしたのは、靖国神社がもはや公的機関ではなく、「民間」の一「宗教」団体に転換したからだと言えよう

### 4 靖国神社の施設から見た特殊性

ここでは、靖国神社内の施設について触れてみたい。「神社」であるから、祭神を祀る「本殿」、礼拝を行うためにその前に建てられた「拝殿」や、「鳥居」（靖国神社には、25メートルもの高さの「大鳥居」と約15メートルの「第二鳥居」の巨大な二つの鳥居がある）などといった建造物があるのは当然として、そうした神社本来の施設以外にもさまざまな施設がある。

中でも「遊就館」は、戦争色の強い「靖国」特有の施設として注目される<sup>10</sup>。「遊就館」の沿革を辿ると、維新の英傑たちの威徳を尊ぶことを目的とした武器陳列場として、陸軍卿山縣有朋の提唱により1876年に建てられたものが始まりである。「遊就」という名称は、中国、戦国時代の『荀子』勸学篇の中にある「遊必就士」（君子は「遊ぶには必ず士に就く」、つまり「高潔な人物に就いて交わり学ぶ」の意）に由来しているが、この実態は日本初の軍事博物館というべきものである。古来の武具類のほか、その後の戦争で使われたさまざまな兵器、「英霊」の遺書や遺品が保存・展示されている。1934年には、「遊就館」付属の施設として、「国防館」も建てられ、当時の国防技術が展示公開された<sup>11</sup>。太平洋戦争後、「遊就館」は占領軍に接収され、一時民間会社の社屋として貸し出された<sup>12</sup>が、1986年には再開された<sup>13</sup>。その後、本館の全面改修が行われ、新築された新館とともに、2002年に新装オープンして現在に至っている。そして、この新装遊就館が有する大きな使命として、「英霊顕彰」が掲げられている<sup>14</sup>。現在に至っても、「靖国」に祀られているのは、前首相の言うような、単なる「哀悼」や「慰霊」の対象にとどまっただけではない。こうしたところにも、靖国神社が戦前から引き継いだ性格が色濃く現れていると言えるだろう。

ともあれ、上記のような施設が靖国神社を構成しているということは、「靖国」と戦争とのつながりが切れていないことを端的に示すものであり、この神社が他の神社とは一線を画す存在であることの証左ともなっている。

## 5 憲法論との関係：政教分離原則

靖国問題が取り沙汰される際、憲法論の観点から、「政教分離原則」との関係が問題になる。この原則は、政治と宗教の結びつきを規制する考え方で、歴史上の多くの悲劇に対する反省から、近代以降の欧米を中心に確立してきたものである。日本でも、戦前のような神道と政治との密接な結びつきを否定する見地から、戦後、憲法上の基本原則となった。日本国憲法は、宗教団体に対する特権付与の禁止及び宗教団体による政治的権力行使の禁止（第20条第1項後段）、公的機関による宗教的活動の禁止（同条第3項）、宗教団体に対する公金支出の禁止（第89条）を定め、厳格な政教分離原則をとっている。国教は否定され、国は非宗教性・宗教的中立性を保たなければならないわけである。つまり、靖国神社のような宗教法人が国や地方公共団体と特別な関わりを持つことは許されないことになる。

しかし、現実はどうだろうか。国と靖国神社との関わりについては、旧厚生省による靖国神社への合祀適格者名簿の送付に象徴される、合祀事務協力の問題が指摘される。すでに述べたように、かつて国の管轄下にあった靖国神社は、戦後、国の管理から離れることにはなった。にもかかわらず、こうした事務的な協力関係はいわば慣例的に継続されてきたわけである<sup>15</sup>。また、最近報道されたニュースによれば、前節で紹介した靖国神社内の施設である遊就館の展示品収集に関連して、旧厚生省が各都道府県に対し、B・C級戦犯の遺族に遺品を靖国神社に出品するようあつせんすることを依頼していたことも注目されよう。具体的には、1961年6月27日付で厚生省援護局復員課が都道府県の担当課宛に「戦争裁判関係死没者の遺書等を靖国神社宝物遺品館に陳列するため出品のあつせんについて（依頼）」との表題のついた通知を出していたということである<sup>16</sup>。以上の事実は、国が特定の宗教団体のために便宜をはかっていたことをうかがわせるものであり、政教分離原則違反の疑いが濃厚であると言えよう。

こうした政教分離の問題について、裁判所はどう見ているのだろうか。愛媛県知事が県の公費から靖国神社に「玉串料」を支出したことに対し、住民によりその違法性が訴えられた事件

において、最高裁は、「目的効果基準」<sup>17</sup>を厳格に解釈し、当該公費支出を政教分離原則違反とみなし、違憲判断を下している（愛媛県玉串料訴訟）<sup>18</sup>。

それでは、首相の靖国公式参拝についてはどのように考えられるだろうか。この問題が裁判で争われるようになったのは、小泉前首相の参拝が問題視される以前からたびたびあった。それらに対するこれまでの司法の判断で、首相の公式参拝が明確に「合憲」とされたことはない。むしろ注目すべきは、この問題に対し、いくつかの「違憲」判決が出ているということである。また、そこまで積極的な判断をしない場合でも、裁判所は憲法判断を避けることで対処している。靖国公式参拝を違憲とする判決が出された例として有名なのは、1991年の岩手靖国訴訟仙台高裁判決<sup>19</sup>、近年の小泉前首相の参拝に対するものとして、2004年4月の福岡地裁判決<sup>20</sup>、2005年9月の大阪高裁判決<sup>21</sup>がある。福岡地裁・大阪高裁判決ではいずれも、小泉前首相の靖国参拝を、職務行為性を有する公務と位置づけ、愛媛県玉串料訴訟と同様「目的効果基準」を厳格に解釈した上で、憲法の禁止する宗教的活動に当たるとした（但し、両判決においても、当該参拝が原告住民らの信教の自由等の法的利益を侵害したとは言えないとして、原告らによる損害賠償請求自体は退けられている）。

原告側が靖国訴訟を提起した背景には、軍国主義に裏打ちされた「靖国」の歴史的特殊性があることは間違いない<sup>22</sup>。これに対し、司法判断においては、「靖国」のこうした性格はかならずしも明示されてはいない。しかし、そうであっても、明治以来の国家と神道との密接な関わりが無視されているわけではなく、政教分離原則についての議論というかたちで反映されているように思われる。このように司法による合憲のお墨付きも得られていない状況で公式参拝を続けることの是非が問われている。

## 6 終わりに

振り返ってみると、靖国問題を問うきっかけになったのは、首相の靖国参拝が近隣諸国の反発を招き、国際問題の様相を呈するようになってきたということであった。特に、A級戦犯の合祀に不快感を示す中国や韓国との外交関係に支障をきたしているということは周知の通りだが、このまま両国との関係悪化が進めば、アジアにおける政治不安を招くことになり、国際社会において日本に対する不信感を助長することになりかねない。その点でも靖国問題は国際的にも見過ごすことのできない重要問題であると言えよう。

こうした動向に対し危機感を抱く日本の政治家の間では、公式参拝を見合わせるとか、A級戦犯を靖国神社から分祀するとか、無宗教の国立戦没者追悼施設を新たに建設することで、諸外国からの批判をかわそうとする動きも一部で見られる。その一方で、これら諸外国の批判を理不尽な言いがかりと捉え、こうした「外圧」に屈することこそ問題だという主張をする人々が少なからずいるのも事実である。両者の立場は、対照的に見えるが、前者の諸方策が単に国際的批判をかわすためだけに行われるのであれば、靖国問題を国際問題としてしか見ていないという点で、後者の立場とそう違わないように思われる。

それでは、靖国問題を国際問題としての側面から理解するだけでよいのだろうか？ 諸外国からの批判をかわすなり排除することで解消できるような単純な問題でないことは、これまで見てきた諸論点からも明らかであろう。靖国問題を国際的に解決することは重要課題ではあるが、問題の本質はむしろ国内にあるのではないだろうか。

靖国神社は、第二次世界大戦の前後で、組織上は国家機関から民間団体への転換を果たしたわけだが、本質的な性格を変えたわけではない。つまり、特定宗教と結びついた軍国主義的性

格はいまだ払拭されていないということである。そして、「靖国」への合祀は遺族達の意味とは無関係に行われている（したがって、合祀の取り下げを遺族が申し立てても拒否される<sup>23</sup>）という事実も忘れてはならない。改憲論議が活発化し、平和主義の原則に揺さぶりがかけられている現在、「国のために命を捧げる」人間を増やさないためにも、「靖国」を問う意義はますます重要になってきているように思われる。

## 注

1. 日本経済新聞2006年7月20日（夕刊）。
2. 戦前の靖国神社の沿革については、以下の文献を参照。靖国神社編『靖国神社誌』（靖国神社、2002年（1912年版の再販））、大江志乃夫『靖国神社』（岩波書店、1984年）、赤澤史朗『靖国神社—せめぎあう〈戦没者追悼〉のゆくえ』（岩波書店、2005年）14-28頁、三土修平『靖国問題の原点』（日本評論社、2005年）62-79頁、劉毅「神道と靖国神社」（王敏編著『〈意〉の文化と〈情〉の文化—中国における日本研究』中央公論新社、2004年）273-281頁。尚、本稿では、引用においても「靖国」を新字体で統一する。
3. 「社格」とは、国家が定めた神社の格式のことである。社格制度自体は上代にまでさかのぼるとされるが、ここに挙げた「別格官幣社」を含む近代社格制度は、1871年の太政官布告「官社以下定額・神官職制等規則」に始まるものである。なお、この社格制度は1946年に廃止された。
4. 大江・前掲書120頁掲載書下し文の引用。原文（「明治十二年六月二十五日社号改称・社格制定ノ御祭文」）については、前掲『靖国神社誌』17頁参照。
5. 意識〔 〕内は筆者による補足。「知食す（しろしめす）」や「思食す（おぼしめす）」という語句は、それぞれ「知る」「思う」の尊敬語に当たり、この場合、そうした尊敬の対象と考えられるのは天皇に他ならない。
6. 「靖国」に対する国民感情については、戦後においてその多様性が顕在化することになる。靖国問題をこうしたさまざまな「感情」のせめぎ合いの側面から捉えることについては、高橋哲哉『靖国問題』（筑摩書房、2005年）12-59頁参照。
7. こうした結果に至るまでの複雑な経緯については、赤澤・前掲書30-48頁、三土・前掲書170-222頁、参照。
8. B級戦犯とは伝統的な戦時国際法によって有罪とされた者、C級戦犯とは、B級戦犯以外で「戦前または戦時中になされた殺害・虐待などの非人道的行為」に問われて有罪になった者を指す。
9. 『やすくに大百科（私たちの靖国神社）』（靖国神社社務所発行パンフレット、2006年10月現在）からの引用。尚、板倉聖宣・重弘忠晴『靖国神社—そこに祀られている人びと』（仮説社、2002年）51-52頁の記述によれば、2001年8月入手の同パンフレットには、「…一方的に〈戦争犯罪人〉というぬれぎぬを着せられ、むざんにも生命をたたれた1068人の方々…」（下線は著者によるものと思われる）との記載がなされていたとあり、靖国神社が東京裁判を「不当な国際裁判」と見ている姿勢がより鮮明に打ち出されている。
10. 遊就館については、前掲『靖国神社誌』186-192頁の他、次の文献を参照。小堀桂一郎『靖国神社と日本人』（PHP 研究所、1998年）240-247頁、子安宣邦『国家と祭祀—国家神道の現在』（青土社、2004年）56-70頁。
11. 国防館は、1946年に現在の「靖国会館」に名称変更され、戦史や軍事に関する資料を閲覧

できる図書館を備えた施設となっている。

12. この民間会社とは富国生命保険相互会社であるが、遊就館の建物の貸借契約が靖国神社との間に結ばれた背景には、当会社社長が靖国神社の有力な支援者の一人であり、靖国神社への財政的援助の意味も兼ねていたことが指摘される。赤澤・前掲書48-49頁。
13. 遊就館自体は、戦後から1986年まで閉鎖されていたが、陳列品等は靖国神社の管理下に置かれており、1961年4月には靖国会館の2階を「宝物遺品館」として一部復活し、一般公開するに至った。
14. 『靖国神社遊就館図録』（靖国神社、2003年）2頁。
15. こうした合祀事務における国の役割について、惰性的に引き継がれてきたものではなく、協力よりもむしろ国主導を意識的に推進する動きがあったことが、最近の調査によって明らかになってきている。朝日新聞2006年7月29日（朝刊）。
16. 朝日新聞2006年7月30日（朝刊）。
17. 「その目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉などになるような行為が、国が禁止された宗教的活動に当たる」とする目的効果基準は、日本の裁判所でよく使われる政教分離原則の判定基準であるが、これを厳格に解釈するか、緩やかに解釈するかで、違憲か合憲かの判断が大きく分かれる。
18. 最高裁大法定判決1997年4月2日、最高裁民事判例集51巻4号1673頁、判例時報1601号47頁。
19. 仙台高裁判決1991年1月10日、行政事件裁判例集42巻1号1頁、判例時報1370号3頁。ここで仙台高裁は、天皇・内閣総理大臣による靖国神社公式参拝は、憲法20条3項が禁止する宗教的活動に当たり違憲であるから、そのような公式参拝が実現されるよう要望する旨の岩手県議会議決は違法であると判示した。尚、当判決では、天皇及び首相それぞれによる公式参拝の社会に及ぼす影響についても言及されており、前者による公式参拝が後者による「それとは比べられないほど、政教分離原則との関係において国家社会に計り知れない影響を及ぼすであろうことが容易に推測される」との判断も注目される。
20. 福岡地裁判決2004年4月7日、判例時報1859号125頁。
21. 大阪高裁判決2005年9月30日、判例集未掲載。
22. 小泉首相靖国神社参拝違憲九州・山口訴訟団編『参拝したら違憲—首相靖国参拝と闘った211人』（明石書店、2004年）第2章参照。
23. この点について、遺族等から提訴された、一連の「靖国神社合祀取消訴訟」があるが、今のところ、その請求を認める判決は下されていない（東京地裁判決2006年5月25日、判例時報1931号70頁参照）。